



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2013年2月1日

改正労働契約法の解説③

契約期間の通算とクーリングについて

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。この改正では、有期労働契約について、3つのルールが新たに設けられました。

今月は、そのうち「無期労働契約への転換におけるクーリング」を解説します
(平成25年4月1日施行)。



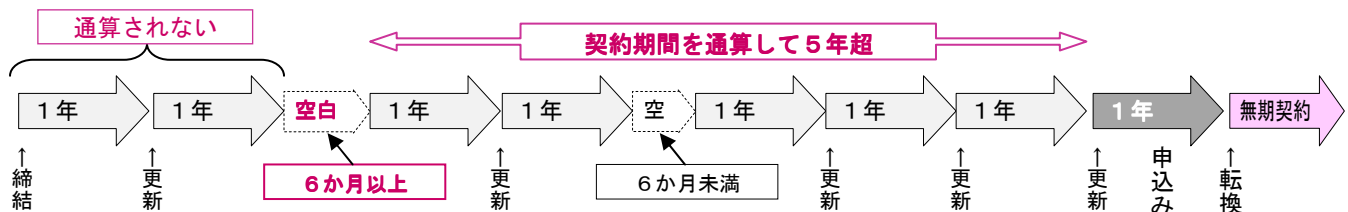
◆◆ 3 「雇止め法理」の法定化 ◆◆◆

「同一の使用者との間で、有期労働契約が反復更新され、契約期間を通算した期間が5年を超える労働者が、無期労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者はその申込みを承諾したものとみなされる」というルールについては、前回解説しました。このルールを適用する際に、有期労働契約と有期労働契約の間に、空白期間(同一の使用者ととの契約がない期間)が、原則6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は、5年のカウントに含めないこととされています。これをクーリングといいます。クーリングされた場合、その要件に該当した空白期間後の契約期間から、通算契約期間のカウントが再度スタートします。

【クーリング】

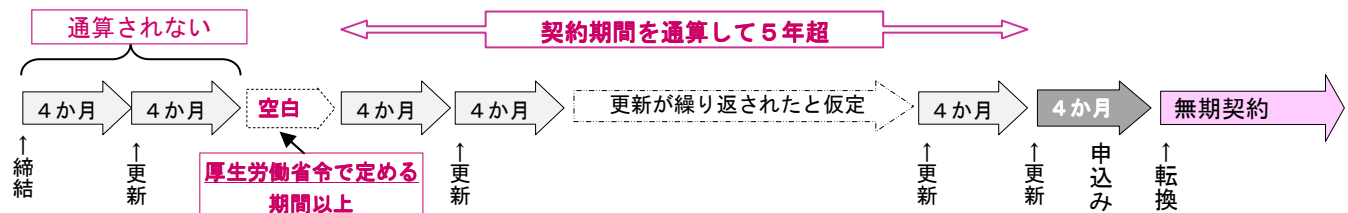
① 空白期間の前の契約期間が1年以上の場合

例) 1年の有期労働契約の更新を繰り返す場合



② 空白期間の前の契約期間が1年未満の場合

例) 4か月の有期労働契約の更新を繰り返す場合



☆詳細は、厚生労働省のホームページからもご覧になれます。

しかし、要件が色々ある規定です(特に、②の「厚生労働省令で定める期間」の求め方は複雑です)。是非、専門家である社会保険労務士にお尋ねください。

今月は、平成25年3月31日までに廃止予定の助成金を3つ紹介します。申請を考えている事業所、また支給要件に該当している事業所の皆様は、申請期限にご注意下さい。



❁ 中小企業定年引上げ等奨励金

《対象者》 従業員数が300人以下の事業主 (会社の規模に応じて金額が異なります)

- 《要件》
- ① 65歳以上への定年の引き上げ → 支給額 20～80万円
 - ② 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度の導入 → 支給額 20～60万円
 - ③ 65歳以上70歳未満の定年を定めている事業主が70歳以上へ定年を引き上げた場合
 - ④ 定年の定め廃止 ③④⑤ → 支給額 20～120万円
 - ⑤ 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度を導入

❁ 受給資格者創業支援助成金 → 支給額 最大150万円

《対象者》 自ら創業し適用事業主となった雇用保険の受給資格者

《要件》 当該事業者に対して創業に要した費用の一部を助成する制度です。

- ① 平成25年3月1日までに「法人等設立事前届」を提出
- ② 離職日における算定基礎期間が5年以上あり、かつ支給残日数が1日以上ある受給資格者である
- ③ 法人等の設立日以後3ヶ月以上事業を行い、かつ設立後1年以内に労働者を雇い入れる

❁ 成長分野等人材育成支援事業奨励金 → 支給額 1人あたり20万円 (場合によっては50万円)

《対象者》 医療介護など成長分野である健康・環境分野の事業主

《要件》 健康・環境分野の人材育成のために実施する職業訓練費用を助成する制度です。

- ① 6ヶ月～1年間の職業訓練計画を作成 (遅くとも平成25年3月31日までに申請を行うことが必要)
- ② 雇用期間の定めなく雇用した労働者、または他の分野から配置転換した労働者がいる
- ③ OFF-JT(通常の業務を離れて行う職業訓練)を含む職業訓練コースを実施

上記の他、取り組まれる制度により要件が加算されます。これらの助成金について、新たに支給申請をお考えの方は、つちはし社会保険労務士事務所までお気軽にお問い合わせください。

あとがき◆つちはし事務所より

☆政権が変わり安倍政権が打ち出した「アベノミクス」が毎日ニュースを賑わせていますが、雇用や人事の分野でも色々な影響が出てきそうです。まず、ヒトの雇用や人材教育を後押しする助成金の登場。今年度補正予算案に「若者支援の助成金」として2200億円を盛り込むと発表がありました。中でも注目は、失業中や未就職者、非正規社員の経験しかない若者を雇う企業への支援です。研修プログラムを作って教育訓練する場合、「月額15万円を最長2年間支給」、さらに正社員にすれば年間50万円を2年間支給、という大盤振る舞いの助成金が登場するというニュース。詳細が分かれば、また事務所通信でもお知らせいたします。

☆助成金だけでなく、税制でも雇用を後押しする制度改革が予定されています。1つは、働く人の給与を上げれば、その増加額の20%(大企業は10%)法人税を控除してくれるというもの。さらに、雇用数が増加すれば、税額控除が受けられる雇用促進税制も、税額控除額が2倍になって継続するようです。

☆新規に登場する助成金があれば、無くなる助成金も。今月ご紹介した3つの助成金は、すでに25年3月31日で、制度の廃止が予定されているものです。中でも、希望者を70歳まで継続雇用することでもらえる中小企業定年引上げ等奨励金は、この春予定されている希望者全員の60歳から65歳まで(経過措置あり)の雇用と合わせて、検討して欲しい制度です。内容について詳しくお知りになりたい場合は、つちはし事務所までご連絡ください。